

令和3年度 指定居宅サービス事業者等実地指導 主な指導事項一覧

1 共通する指導事項

項目	指導事項	ポイント
重要事項説明書 及び運営規程	<p>利用料が、利用者負担2割、3割の利用者に対応する内容となっていない。</p>	<p>一定以上の所得がある利用者の負担について、平成27年8月からは2割負担、平成30年8月からは3割負担の支払いを受けることとされています。 運営規程又は重要事項説明書において、負担割合が2割及び3割負担の利用者に対応していない事業所が見受けられましたので、再度、運営規程及び重要事項説明書の記載内容を確認していただき、未対応の事業所は速やかに修正してください。 また、記載内容の整合の確認の結果、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。</p>
	<p>運営規程と重要事項説明書の記載に相違がある。 ・キャンセル料 ・交通費 ・従業員の勤務体制、員数 等</p>	<p>特に、キャンセル料について、重要事項説明書にしか記載していない事例が見受けられました。 運営規程と重要事項説明書の記載内容は実態に即した内容とし、記載内容に相違がないかを定期的に確認するなど、常に整合を図るようにしてください。 なお、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。</p>
	<p>重要事項説明書に記載すべき項目に不足がある。 ・サービスの第三者評価の実施状況</p>	<p>サービスの第三者評価の実施状況について、重要事項説明書に記載していない事例が見受けられました。 適宜、重要事項説明書の記載内容を確認していただき、記載すべき項目に不足がある場合は速やかに修正してください。</p>

項目	指導事項	ポイント
居宅サービス計画 個別サービス計画	サービスに係る個別サービス計画が居宅サービス計画に基づいた内容となっていない。	<p>サービスに係る個別サービス計画は、サービス担当者会議等から、サービス提供により利用者が解決すべき課題を適切に把握した上で、作成するようにしてください。</p> <p>また、管理者等はサービス提供に当たっては、個別サービス計画に基づき行われるよう適切に管理・監督を行ってください。</p> <p>なお、個別サービス計画を作成せずに行うサービス及び個別サービス計画に基づかないサービスについては、適切なサービスとは認められないため、介護給付費及び利用者負担の請求はできません。</p>
	利用者又はその家族に個別サービス計画が交付されていない。	個別サービス計画を作成(変更を含む。)した場合は、当該計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認したうえで、当該計画の目標及び内容等について利用者又はその家族に説明し、遅滞なく交付してください。
	<p>【居宅介護支援】 居宅サービス計画の作成時における、アセスメントにおいて、把握すべき課題分析標準項目(23項目)のうち、記録する項目が不足している。</p>	<p>居宅サービス計画の作成時におけるアセスメント(※)の項目が課題分析標準項目の全てを具備しているかを確認していただき、不足がある場合は、速やかに改善してください。(介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目について(平成11年老企第29号別添))</p> <p>※ 利用者の状況を把握・分析し、解決すべき課題を明らかにすること。</p>
サービスの実施状況の把握・評価	提供したサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について評価されていない。	サービスの提供に当たっては、目標への達成度合いや満足度などについて常に確認し、必要に応じて個別サービス計画を修正するなど、その改善を図るようにしてください。
領収証	利用者の居宅サービス計画を作成した事業所名が記載されていない。	利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付してください。また、当該領収証には、居宅サービス計画に訪問看護等の居宅サービスが位置付けられていることを確認の上、「医療費控除の対象となる金額」及び「居宅サービス計画を作成した事業所名」を記載してください。

項目	指導事項	ポイント
サービスの質の評価	提供するサービスの質について、自己評価とこれに基づく改善が行われていない。	評価の方法は任意ですが、自己評価シートの作成、利用者等へのアンケート調査等により、事業所が提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るようにしてください。
管理者の責務	事業所の従業者及び業務の管理が一元的に行われていない。	従業者の出退勤の管理やシフト等による業務管理が行われていない事例が見受けられました。管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行ってください。また、従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令を適切に行ってください。
勤務体制	雇用契約書、労働条件通知書等によって、事業所の従業者であること及びそれらの者が管理者の指揮命令下にあることが明確になっていない。	雇用契約書、労働条件通知書等に就業場所(事業所名)、職種等(介護職員等)を明記し、管理者の指揮命令下にあることを明確にしてください。
	従業者の日々の勤務時間が明確に区分されていない。	利用者に対する適切なサービス提供体制を確保するため、事業所ごとに勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明記し、従業者の勤務状況を把握し、適切に管理してください。
業務管理体制整備に関する届出(変更含む。)		介護保険法の規定に基づき、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。整備すべき業務管理体制は事業所数に応じて定められています。令和3年4月1日から、事業所が寝屋川市のみに所在する事業者は、届出先が寝屋川市へと変更されています。

2 特に注意していただきたい指導事項

項目	指導事項	ポイント
人員に関する基準	<p>【訪問介護】 管理者又はサービス提供責任者が常勤職員として配置されていることが確認できない。</p>	<p>常勤とは、事業所において定めている常勤の従業者が勤務すべき時間に達している必要があり、介護保険外サービスに従事する時間等は含むことができません。</p>
介護報酬 (初回加算)	<p>【訪問介護】 初回加算について、サービス提供責任者が初回又は同月内に利用者の居宅を訪問又は他の訪問介護員に同行している記録が、サービス提供記録等に記録されていない。</p>	<p>サービス提供責任者が、指定訪問介護に同行した場合については、サービス提供記録等に、同行訪問した旨を記録してください。 なお、同行の場合は、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても算定できます。</p>
介護報酬 (特定事業所加算)	<p>【訪問介護】 特定事業所加算の要件を満たしていない。 ・全ての訪問介護員等に対し、事業主負担による定期健康診断が実施されていない。 ・サービス提供に当たっての留意事項の伝達が不十分である。</p>	<p>特定事業所加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。 再度、加算の要件を御確認していただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。</p>
介護報酬 (サービス提供体制強化加算)	<p>【(介護予防)訪問入浴介護】 サービス提供体制強化加算の要件を満たしていない。 ・全ての従業者ごとに、個別具体的な研修の目標等が記載された研修計画を作成していない。 ・サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議において、必要な議事全てを満たせていない。</p>	<p>サービス提供体制強化加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。 再度、加算の要件を御確認していただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。</p>

項目	指導事項	ポイント
介護報酬 (科学的介護推進 体制加算)	【通所サービス、居住サービス及び多機能サービス】 LIFEへの情報を提出すべき月について、情報の提出が行われていない。	利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出しなければなりません。次の各号に定める月の翌月10日までに提出してください。 (1) 算定開始月においてサービスを利用している者については、当該算定開始月 (2) 算定開始月の翌月以降にサービスの利用を開始した者については、当該サービスの利用を開始した日の属する月 (3) (1)又は(2)の月のほか、少なくとも6月ごと (4) サービスの利用を終了する日の属する月
介護報酬 (運営基準減算)	【居宅介護支援】 運営基準減算に該当するにもかかわらず、減算されていない。	サービスを提供するに際し、あらかじめ利用者に対し、居宅サービス計画の作成に当たり、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること等を文書を交付して説明していない事例が見受けられました。 居宅介護支援の運営基準を確認し、適切な運営を行ってください。 なお、運営基準減算事由に該当する場合は、当該事由に該当するに至った月は所定単位の100分の50に相当する単位数で算定し、運営基準減算が2か月以上継続している場合は、所定単位数の算定はできません。
介護報酬 (同一建物減算)	同一建物減算に該当するにもかかわらず、減算されていない。	事業所の所在する同一敷地内建物等に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行った場合、同一建物減算に該当します。